

## 第2編 復興事業

## 第1章 市民生活の安定、支援

### 第1節 住宅の確保

#### ～災害公営住宅事業～

##### 1. 事業の背景

公営住宅制度は昭和26年に公営住宅法が制定され、住宅に困窮する低所得者の居住の安定と居住水準向上のために重要な役割を果たしてきたが、急速な高齢化など大きく変化する経済社会情勢に対応するため、平成8年に公営住宅法の大改正が行われ、高齢者・低所得者を中心とする公営住宅の性格がより一層強められた。

災害公営住宅事業は、被災者を応急仮設住宅等から恒久的な住宅へと移行するため災害公営住宅の建設等を行うもので、公営住宅関連施策のひとつである。阪神・淡路大震災は「激甚法第22条を適用すべき激甚災害」と指定され、災害公営住宅の建設等に対する国庫補助が高率補助の適用対象となった。

本市は、震災前までは市営住宅の建替事業を中心に年次計画に沿って進めていたが、震災により市内の多くの住宅が甚大な被害を受け、市民生活の再建を図るためその基盤となる住宅の早期復興を果たす必要が生じたため、進行中の市営住宅建替事業を全て中止し、被災者を対象とした災害公営住宅事業に切り替えた。

また、平成7年7月には、震災で失われた大量の住宅の早期回復を目的として、「西宮市住宅復興3ヵ年計画」を策定した。この計画では市営・県営を含め2,500戸の災害公営住宅をはじめ、市街地再開発事業などによる再開発系住宅600戸、中堅所得者のための特定優良賃貸住宅、公団公社住宅を含め公的住宅の供給計画戸数を定めた。

住宅復興3ヵ年計画と進捗状況 (単位:戸)

|                       | H7 | H8  | H9    | H10   | H11   | 合計    | 計画目標   |
|-----------------------|----|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 災害公営住宅                | 市  | 124 | 505   | 562   | 682   | 1,873 | 2,500  |
|                       | 県  |     | 143   | 571   |       | 714   |        |
| 再開発系住宅                |    |     | 30    | 431   | 152   | 166   | 779    |
| 災害準公営住宅<br>(特定優良賃貸住宅) | 市  |     | 47    | 228   | 209   | 484   | 1,300  |
|                       | 県  |     | 187   | 595   | 367   | 242   |        |
| 公団・公社住宅               |    | 148 | 232   | 552   | 913   | 436   | 2,281  |
| 公的住宅合計                |    | 272 | 1,144 | 2,939 | 2,323 | 844   | 10,800 |

注)災害公営・再開発系住宅の中には住宅・都市整備公団(現:都市基盤整備公団)が建設した住宅の

借上・買取制度を適用したものを含む。

## 2. 震災当時の状況

震災による市営住宅等の被災は、住宅内の家具転倒に伴う内装の傷等の軽微なものから、建物の安全性に関わるものまで大小様々な状況であり、被災状況を正確に把握するため震災後直ちに全団地の現地調査および被害状況のアンケート調査を行なった。

調査の結果、市が管理する市営住宅、公社住宅、改良住宅等は、当時のこれらの全管理戸数7,425戸のうち被害総戸数は7,360戸におよび、その被災程度に差異はあるが多くの住宅が被害を受けた。

こうした調査をもとに災害復旧の国庫補助事業の申請・認定を受け、その後これらの資料を国の調査官が精査し、団地ごとの被害額の査定を受けた。復旧工事は市民生活に最も影響のある住宅の給・排水管及びガス管などのいわゆるライフラインの被害の回復を最優先に行ない、住戸内・団地屋外の復旧工事を順次進め、軽微な工事は平成7年夏ごろにはほぼ完了した。

大きな被害を受けた団地は、市営住宅では上ヶ原四番町団地1棟30戸、上ヶ原七番町団地2棟112戸、上ヶ原八番町団地1棟30戸計4棟172戸が修復不可能となり再建設することとなったほか、改良住宅24A号棟、青木住宅では傾斜修正工事が必要となった。

再建設となった団地はいずれも傾斜地を造成して建設した住宅地で、地震により擁壁が崩壊するなど地盤に大きな被害を受けたのが特徴的である。

被災した市営住宅 上ヶ原四番町団地



被災した市営住宅 上ヶ原四番町団地



### 3. 復興の過程

平成7年10月に阪神・淡路大震災の被災者等に良好な公共賃貸住宅を迅速かつ大量に供給するため、国、県、関係市町等で構成された災害復興住宅供給協議会において、住戸タイプ別の標準設計や住宅の使用部品の規格化を定めた「阪神・淡路大震災に係る災害復興住宅の設計方針」が策定された。本市は「西宮市住宅復興3ヵ年計画」及びこの設計方針に沿って、災害公営住宅の供給計画を進めた。

災害公営住宅の供給手法については従来型の市が直接建設する方法に加え、住宅・都市整備公団（現：都市基盤整備公団）が建設した住宅を買い取り又は借り上げる方式等を新たに採用し、短期間に質の高い住宅の確保に努めた。

応急仮設住宅入居者は単身世帯、2人世帯が多く、その実態に即した供給が求められ、限られた用地を効率的に活用し戸数の増を図る必要があり、ファミリータイプの3DKに加え1DK、2DK等1つの住棟に多様な間取りが混在する型別供給を行なった。

その結果、災害公営住宅及び再開発系住宅の供給戸数は、計画戸数を266戸上回り低廉な住宅供給の確保に努めた。これらはすべてバリアフリー住宅にすると共に、一部の住宅では福祉部門と連携したシルバーハウジングとして、安否確認システムを設置し、ライフサポートアドバイザーを配置した。

また、市営住宅等で大きな被害を受けた団地の再建設工事、基礎補強工事、傾斜修正工事などの大規模な復旧工事も平成8年度末には完了した。



災害公営住宅 高須町1丁目団地

災害公営住宅 高須町1丁目団地



#### 4. 現在の状況

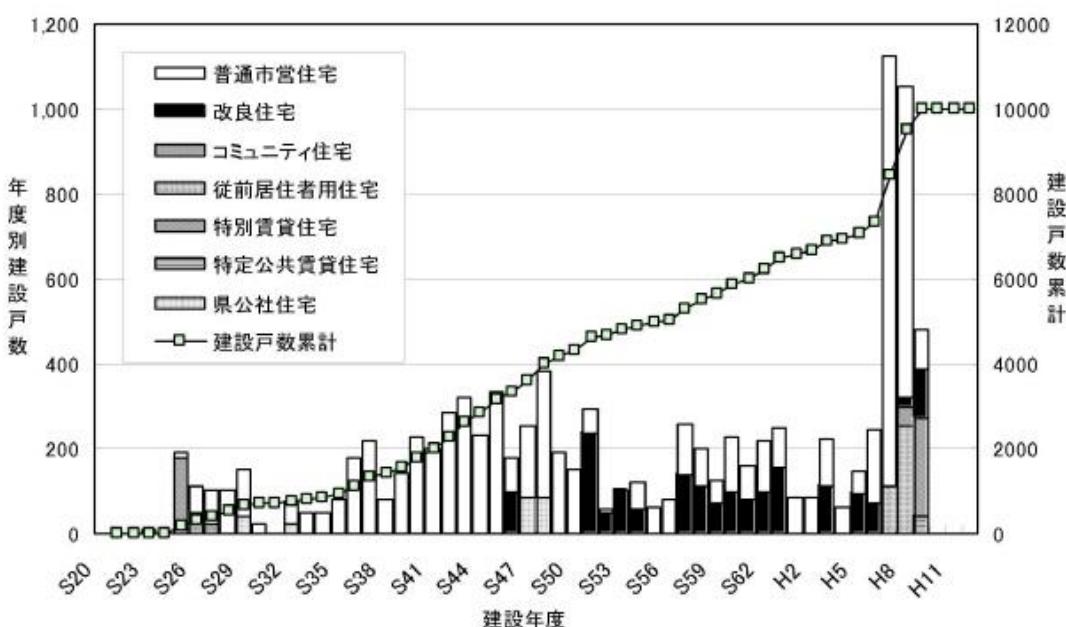
本市の市営住宅の管理戸数は、震災による災害公営住宅等の大量供給（災害公営住宅1,873戸、再開発系住宅779戸、一般公営住宅130戸、計2,782戸）により急増し、平成16年4月1日現在の管理戸数は9,922戸となり、震災前と比較して約1.4倍に増加した。

一方では既に耐用年数を超えており、これらの早急な改善が課題である。また、昭和40年代に建設された住宅も多く、今後これらが一斉に更新時期を迎ることが予想され、ストックの効率的、かつ的確な活用が求められている。このため、平成14年6月に市営住宅の長期的な活用方針である「西宮市営住宅ストック総合活用計画」を策定したが、本市の厳しい財政状況のなかで計画通りに事業を進めるかが今後の課題である。

災害公営住宅事業は、迅速かつ大量に住宅を供給する必要があり、高層住宅の大規模団地の供給が主流となった。これらの一部の団地では、入居者に高齢者が多いため自治会の扱い手不足や自治会活動が停滞するなど、良好なコミュニティづくりに支障が生じている。ヒューマンスケールにあった比較的規模の小さい団地のほうで、団地内の良好なコミュニティが育まれている傾向がある。

低所得の被災者対策の今後の課題としては、公が直接住宅を供給する従来の災害公営住宅手法に加え、公営住宅入居所得層を対象とした民間賃貸住宅への家賃補助制度を災害公営住宅事業のメニューのひとつとして制度化すれば、復興がよりスムーズに進むとともに、復興後も震災時に供給した公営住宅を公が維持管理し続けなければならないという問題も解消する。

建設時期別西宮市市営住宅ストック数(県公社住宅を含む)



## 第2節 福祉・保健・医療の充実

### ～復興に伴う福祉業務～

#### 1. 事業の背景

わが国の人口は、平均寿命の大幅な伸びと出生率の低下により、高齢化が急速に進んでおり、総務省によると、平成15年のわが国の65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は19.0%と推計されている。今後さらに人口の高齢化が進み、平成55年には高齢者人口（3,647万人）のピークを迎えると推計されている。本市の65歳以上の人口は、震災前の平成6年から平成15年までの9年間に約38.1%増加しており、高齢化率は12.3%から15.9%に上昇しており、平成19年には高齢化率は17.4%になると推計されている。

本格的な高齢社会を迎えるにあたり、寝たきり高齢者、痴呆性高齢者、一人暮らしや高齢者のみの世帯など、何らかの援助を要する高齢者が増化しつつあり、その反面、核家族化の進展や女性の就労状況の変化等による家庭の介護力の低下など、高齢者の介護力の低下が見込まれ、高齢者の介護は国民的な課題となっている。

こうした中、国においては、人口の高齢化に対する総合的な対策を図るため平成元年12月に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定、これを受けて平成2年6月に福祉関係八法を改正し、市町村の権限を強化した。さらに、平成6年12月には「新ゴールドプラン」を策定し、21世紀までに緊急に取り組むべき施策について目標を掲げた。本市においても平成6年3月に「西宮あんしんプラン21（高齢者保健福祉計画・障害福祉推進計画）」を策定し、高齢者のニーズと将来必要な保健福祉サービスを明らかにし、その提供体制の整備を計画的に進めてきた。

またこの間、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える新しい仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が実施され、介護サービスの利用方法が、市が決定する措置制度から、利用者が自らサービス提供事業者を選択し契約する制度に移行した。

本市では、平成12年3月に高齢者保健福祉計画の改定と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に行い、「第2次西宮あんしんプラン21」として策定し、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、保健・医療・福祉施策を総合的に展開してきた。

さらに、これまでの基本理念を踏まえるとともに、これからの中高齢社会にふさわしい保健福祉施策の実現に向けて、平成15年3月に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の改訂を一体的に行って「第3次西宮あんしんプラン21」を策定し、高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で安心して自立した生活を送ることができるまちづくりを進めている。

## 2. 震災当時の状況・復興の過程

震災後の平成7年3月に在宅の高齢者・障害のある人の生活状況の把握と適切な対応を行うため、西宮市社会福祉協議会と本市（旧）福祉局が民生委員・児童委員やボランティアなどの協力を得て、65歳以上の一人暮らし高齢者等5,076人と重度障害者3,944人の生活状況を調査した。このうち緊急対応が必要な高齢者は36件、障害のある人は36件の計72件、緊急度のやや低いケース・継続的な見守りが必要なケースは、高齢者262件、障害のある人322件の計584件であった。調査対象の5,076人の高齢者のうち独居の人は54.8%、介護者のいない人は26.3%、避難所や仮設住宅で生活している人は2.7%であった。

### （1）地域型応急仮設住宅への介護員等の派遣事業

地域型応急仮設住宅9棟に介護員や看護師などを派遣し、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害のある人に、身体介助サービスの提供や生活相談に応じるなど生活の支援を行った。ピーク時には143人が入居していたが、自宅再建や災害公営住宅への入居などにより平成10年7月10日には全員が退去したため、事業を終了した。

### （2）ふれあいセンターの設置

ふれあい交流を通じ、高齢者等の心身のケアを行い、自立支援やコミュニティ形成の手助けをするため、50戸以上の応急仮設住宅地にふれあいセンターを平成7年8月16日～平成11年6月30日の間に最大で12か所設置、西宮市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域団体、仮設住宅入居者により構成された管理運営員会が管理運営を行い、コミュニティ活動に利用された。

### （3）民生委員・児童委員の増員と活動促進

民生委員・児童委員は、震災発生時、高齢者や障害のある人などの安否確認に尽力し、震災時の友愛訪問や見守り活動の件数は9万7千件と3万件以上増加した。

また、震災による要援護者の生活安定を図るために、平成7年8月1日付けで6名、同年12月1日付けで15名の計21人を増員し、総勢613人の体制により、被災住民の見守り活動や支援活動を行った。

### （4）生活復興相談員事業（現・高齢世帯生活援助員事業）

応急仮設住宅等から災害公営住宅等へ移転した被災者を支援するために、県制度である「生活支援マネジメントシステム」の一環として、平成9年11月から生活復興相談員による訪問活動を実施し、戸別訪問により生活再建のための具体的な相談や生活支援のための情報提供、関係機関との連絡調整を行っている。

### （5）高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への生活援助員派遣事業（現・高齢者住宅等安心確保事業）

災害公営住宅のうち市営住宅168戸、県営住宅128戸については、保健福祉部門と住

宅担当部門が連携し、緊急通報システムや安否確認システムを組み込んだ高齢者世話付き住宅として整備し、生活指導・相談や緊急時の対応のため生活援助員を派遣している（平成8年10月から整備開始）。

また、平成9年4月からは、生活援助員が地域の老人クラブやボランティアの協力を得て、各種生きがい交流事業を実施している。

#### （6）配食サービス事業の実施

平成9年1月から鳴尾・甲東の2地区で、援護が必要な高齢者などを対象に週2回の配食サービスをモデル実施した。平成10年9月からは浜脇・春風の2地区をモデル地区として追加。平成12年度からは、全市域で週5回の配食サービスに事業を拡大した。

### 3. 現在の状況

震災以降の最も大きな制度変更は介護保険制度への移行であるが、震災を契機として、互いに支えあい、助け合うコミュニティの重要性が認識され、近隣住民及び自治会や、婦人会・老人クラブなどの地域諸団体の見守りや助け合いなど、日常のコミュニティ活動がますます重要なになってきており、本市においても、地域に根ざした事業である地域安心ネットワークの整備や在宅介護支援センターの整備、ボランティア活動の推進などを積極的に進めている。

#### （1）介護保険制度への移行

平成12年度から始まった介護保険制度では、西宮市が保険者となって制度を運営し、国や県、医療保険者などが重層的に支えあう構造となっている。

被保険者は、40歳以上の人であり、年齢により第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者。ただし、サービスを受給できるのは、初老期痴呆・脳血管疾患等の老化に起因する疾患による場合のみ）に分けられている。

被保険者が介護保険の給付を受けるには、保険者である市から認定を受ける必要があり、「要支援」または「要介護1～5」と認定された被保険者に対し、介護の必要な程度に応じたサービス（訪問介護などの居宅サービスや介護老人福祉施設などの施設サービス）が給付される。

#### （2）在宅高齢者生活支援事業

介護保険制度の要介護認定において、非該当（自立）に認定された日常生活を営むうえで支障のある一人暮らしや高齢世帯の高齢者の在宅生活を支援するために、必要に応じてホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイのサービスを提供するもので、平成12年度の介護保険制度への移行と同時に開始した。

#### （3）福祉サービス利用援助事業

判断能力に不安のある痴呆性高齢者、知的障害・精神障害のある人などを対象に、

地域で安心して生活できるように契約に基づき適切な福祉サービスの利用援助とそれに伴う日常的な金銭管理などを行うもので、平成 12 年度から西宮市社会福祉協議会が市から委託を受けて実施している。

#### (4) 地域安心ネットワーク事業

65 歳以上の寝たきり・痴呆・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、地域において安心して暮らせるよう、平常時や地震や火災などの災害時に備え、本人などの届出によりコンピュータに登録し、民生委員を中心とした地域と市の福祉・消防・防災部門が連携して地域ぐるみで支援する事業で、平成 13 年 4 月からシステムが稼動した。なお、平成 15 年度からは障害のある人も対象とし、平成 16 年 2 月末現在で 10,415 人の方が登録されている。

#### (5) 在宅介護支援センターの整備

地域の概ね 65 歳以上の要介護者等の実態把握に努め、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業者等との連絡調整などの業務を行うもので、平成 16 年 4 月現在で市内に 16 か所整備されている。

#### (6) ボランティア活動の推進

西宮市社会福祉協議会のボランティアセンターはボランティア活動の拠点として、ボランティアの養成・研修、活動の相談・登録・コーディネート、情報の提供、関係機関との連絡・調整などを行っている。

また、市内には、地区ボランティアセンターが平成 16 年 4 月現在で 32 か所設置されており、福祉に関する情報提供や相談、要援護者への直接支援活動（見守り、家事援助、外出介助等）、ボランティアコーディネート、ボランティアの発掘・養成など地域に根ざしたボランティア活動の中心的な役割を担っている。

#### 《施設サービスの充実》

| 平成6年度 定員  |      | 平成15年度 定員               |      |
|-----------|------|-------------------------|------|
| 特別養護老人ホーム | 302人 | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム) | 845人 |
| 介護老人保健施設  | 246人 | 介護老人保健施設                | 654人 |

高齢社会を迎え、より一層の高齢者の生きがいづくりや社会参加への支援、保健・福祉活動が一体となった総合的な介護予防の推進、そして、高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療の連携を図りながら高齢者を地域全体で支える地域ケア体制の確立が急がれている。

## 第2章 安全で安心できるまちづくり

### ～土砂災害広報作成業務～

阪神間に暮らす私たちは、市街地の近くの豊かな自然に恵まれている反面、海と山が近接している地形の為、昭和13年の阪神大水害や昭和42年の集中豪雨にみられる土砂災害をはじめ、さまざまな自然災害を経験しており、土砂災害発生のたびに砂防事業などによって堰堤構築や植林などの土砂災害を抑制する努力を繰り返してきた。また、高度成長期の宅地開発により、今では山麓部まで住宅が建設され多くの人々が自然と共存しながら生活をしている。

そして平成7年1月17日、あの忌まわしい阪神・淡路大震災に見舞われた。六甲山系もいたるところで土砂災害が発生し、西宮市においても仁川百合野町の地すべりをはじめ宝生ヶ丘の急傾斜地崩壊など数多くの土砂災害により尊い生命や財産が一瞬のうちに奪われてしまった。地震後は、地盤の緩みから生じる豪雨時の崖崩れなどの二次災害の発生が心配された。

六甲山系については、二次災害防止に万全を期する必要から砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業などの緊急対策工事が実施された。

また、平成7年7月には兵庫県にて「阪神・淡路震災復興計画」が策定され、砂防関係事業は「災害に強く、安心して暮らせる都市づくり」をめざした「二次災害を防止するための防災インフラの整備」の一翼を担うものとして位置づけられた。その主な内容は、六甲山麓における防災機能を強化するとともに健全な生活環境の確保を目的とした「六甲山系グリーンベルト整備事業」をはじめとする総合的な土砂災害対策を推進することとなっている。

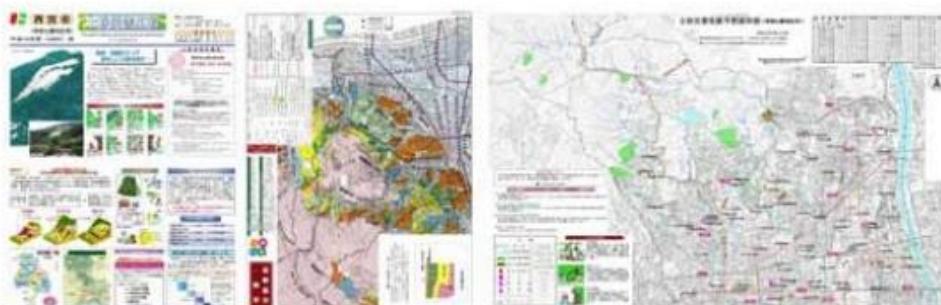
このような震災後の土砂災害に対する取り組みを背景として、西宮市においては雨量情報システムの構築や土砂災害危険予想箇所を明記した土砂災害広報の作成を行っている。雨量情報については、国土交通省の協力を得て、計19箇所の10分雨量、1時間雨量、連続雨量などを一般市民が市のホームページを通じて確認できるようになっている。



仁川百合野町地滑り

そして平成12年度からは、行政と住民が平常時から災害時を通じて土砂災害関連情報を相互に共有伝達することにより「住民の自主的避難を支援すること」を目的とする土砂災害情報相互通報システム整備事業が実施されることになった。この事業により土砂災害広報には土砂災害危険予想箇所をはじめ自然からの危険信号、前兆現象、非常時持ち出し品、自主避難の目安などを掲載するとともに災害時非常電話や地域情報メディアも英語やハングル語で明記するなど内容の充実したものが作成できるようになった。

#### 土砂災害広報紙



なお、平成15年度版においては新たに西宮市地質・活断層図を掲載した。これをきっかけとして、市民自らが活断層について考えるようになれば有難いと思っている。

また、土砂災害対策に関しては、平成13年4月に既存の土砂災害関連諸制度のハード対策に対して、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転促進等のソフト対策を盛り込んだ土砂災害防止法が施行され、阪神間においても警戒区域や特別警戒区域を指定するための基礎調査に今後入っていく予定です。

#### 土砂災害防止法・区域の指定



これらの区域が決定すると土砂災害広報に反映して行きます。

今後は、よりわかり易い表現で内容の充実した土砂災害広報を作成し、市民の防災意識の向上及び被害の軽減に少しでも役に立てるよう努力したいと考えている。

## 第3章 産業の振興

### ～酒蔵地帯復興事業～

#### 1 事業の背景

「久保町の酒蔵会館の東に・宮水発祥之地・と刻まれた石碑が建っています。かつて『百の蔵から歌声もれるいつものどかな酒の町』と昔の西宮音頭に歌われた酒蔵地帯も戦後に近代的な酒蔵が増えています。」(西宮観光ガイド Enjoy Nishinomiya から引用)

西宮は灘五郷のうち今津郷、西宮郷の二郷を擁し、古くから酒造業の盛んな町として栄えてきました。とくに江戸末期に山邑太左衛門によって酒蔵業に適した最良の仕込み水「宮水」が久保町付近から発見されて以後は、西宮をはじめとする灘の酒は全国的に有名になりました。その後西宮は酒蔵業とともに栄えてきました。

しかしながら、日本酒の消費量は昭和50年代の前半にピークを迎えて以後、需要が低迷し、生産高の遞減傾向が続いています。そしてこの傾向は、バブル景気崩壊後も続き、全国的にも日本酒メーカーは大きな苦境に陥っています。このような状況の中で発生した大震災がさらに追い討ちをかける結果となり、市内の酒蔵会社は、再建か撤退・廃業あるいは用途変更かなどの大きな岐路に立たされました。

#### 2 震災当時の状況

平成6年度には、全国の課税移出高（1,245千㎘）の約7分の1を西宮市内の酒蔵会社（20社）で占めています。しかし平成7年1月の大震災でほとんどの醸造蔵が倒壊あるいは壊滅的な被害を受け、様相が一変しました。倒壊蔵を再建できずに酒蔵業からの撤退を余儀なくされる酒蔵会社が出現しました。また、酒造りの歴史を伝える全国で唯一の日本酒の博物館である「白鹿記念酒造博物館」の酒蔵館「たつみ蔵」が全壊し、大きな損失を受けました。

そのため西宮市では、西宮商工会議所、西宮酒蔵家十日会（西宮の酒蔵メーカーの集合組織）などと協力して、酒蔵業の再建と大震災からの酒蔵地帯の復旧・復興事業に取り組むこととなりました。



### 3 復興の過程

大震災により大きな被害を受けた酒蔵業及び酒蔵地帯において、酒蔵、宮水、西宮神社などの地域資源を生かしたまちづくりを進めるため、平成8年3月に西宮商工会議所を中心になって「宮水の場とサイバーサカグラストリート～300年の伝統と向こう15年間復興計画～」がまとめられました。久保町の宮水地帯には灘五郷各酒造メーカーの宮水井戸場が集積していますが、平成9年9月には、市道市役所前線に面した井戸場を所有する3つの酒蔵会社が、共同で宮水井戸を「宮水庭園」として修景整備し、訪れる人々に酒蔵地帯復興の姿を伝えました。

震災から2年半を経て、酒蔵地帯の復旧・復興が進み、それらの状況をさらに多くの人々に伝え、地域産業の活性化と振興を図ることを目的として、平成9年9月20日「宮水」「酒」「人形芝居」といった資源をテーマに、市、商工会議所、酒造家十日会などが中心となって、酒蔵地帯の復興と地域産業の活性化を目的としたイベント「西宮酒ぐらルネサンス」の第1回祭典が「宮水庭園」に隣接する広場で開催され2万人が訪れました。

「西宮酒ぐらルネサンス」は次年度から会場を西宮神社及びその周辺(中央商店街など)に変え、毎年10月初旬の2日間の日程で継続開催されることになり、来場者も大幅に増加しました。

一方、大震災で倒壊した「白鹿記念酒造博物館」の酒蔵館は、明治初期の醸造蔵を補強改修して、新たに「明治の酒蔵～酒ミュージアム」として、平成10年3月にオープンしました。また各酒造メーカーも独自に震災復興に励み、酒蔵通りを中心とした酒蔵地帯に趣向を凝らしたレストランやショップ(4社4店舗)を平成12年度から13年度にかけて相次いでオープンさせ、賑わいを創りだしました。

西宮市は、平成14年度と15年度の2カ年で市道酒蔵通りを中心に「酒蔵地帯案内地図を付した方面誘導サイン」(12基)や今津郷と西宮郷の分岐案内標識を設置し、これらの動きに呼応しました。

### 4 現在の状況(事業評価、今後の課題等)

現在西宮酒造家十日会加盟の酒造メーカーは14社となり、震災前に比べ3分の2に減少していますが、残った酒造会社の努力の結果、課税移出高は平成14年度においても、震災前と同水準(全国891千kℓ、西宮129千kℓ)の7分の1を維持しています。

西宮酒ぐらルネサンスは平成15年度に第7回を迎える、来場者数が10万人を数える日本酒、食、文化、伝統芸能などを全国に発信する大きなお祭りになりました。アンケートの結果では、市外からの来場者が約3割となっています。

酒蔵通りを中心とした整備については、案内サインの設置に続き、16年度には、夜間に同地域を訪れる人々を暖かく迎えるため、歩道照明灯の整備に着手しています。

今後、酒造業とともに発展してきた西宮市が、商工会議所や地元事業者と協力しながら、震災から復興を成し遂げ、地域の産業振興の旗頭役としての頑張っている酒造業を支援し、

全国に誇る銘酒の町であることを発信していく必要があります。そしてそのことにより、将来、西宮の町が大きく発展していく可能性を秘めていることは間違いないでしょう。

## 第4章 魅力ある地域社会の創出

### 第1節 支え合う地域コミュニティの形成

#### ～被災地域コミュニティプラザ設置事業～

##### 1. 事業の背景

被災地域において、早期に地域コミュニティの復興のため、住民がお互いに助け合い、高齢者や障害のある人達が安心して暮らせるよう支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「コミュニティプラザ」の設置経費の一部を財団法人阪神・淡路大震災復興基金が補助することとなった。

##### 2. 震災当時の状況

住民の地域社会における相互の親睦および文化活動の増進を図るため設置された地区市民館20館や共同利用施設10館、広田山荘の31施設が整備されていたが、そのうち22施設が被害を受けた。特に被害の大きかったのは、広田山荘、甲陽園市民館、今津市民館、高木センター、段上センターであった。

##### 3. 復興の過程

福祉コミュニティづくりの推進拠点施設を持たない自治会などにおいて、早期復興のため、住民のふれあい交流やボランティア活動、高齢者や障害のある人達の支援拠点施設の整備の機運が盛り上がり「コミュニティプラザ」の設置が進められ、16自治会により16の施設が整備された。

| 名 称                 | 自 治 会 等       |
|---------------------|---------------|
| 夙川自治会コミュニティプラザ      | 夙川自治会         |
| 今津コミュニティプラザ         | 今津連合福祉会       |
| 高須コミュニティプラザ         | 武庫川団地自治会      |
| 上田コミュニティプラザ         | 上田自治会         |
| 清瀬台自治会安心コミュニティプラザ   | 清瀬台自治会        |
| 染殿町自治会館             | 染殿町自治会        |
| 花の峯安心コミュニティプラザ      | 花の峯自治会        |
| 安心コミュニティプラザ青木集会所    | 青木町自治会        |
| 北六甲台安心コミュニティプラザ     | 北六甲台自治会       |
| 二見町安心コミュニティプラザ      | 二見町自治会        |
| 浜甲子園俱楽部             | 浜甲子園町会        |
| 安心コミュニティプラザ あけぼの会館  | 東曙町福祉会        |
| 上山口2・3・4安心コミュニティプラザ | 上山口2・3・4丁目自治会 |

| 名 称               | 自 治 会 等   |
|-------------------|-----------|
| 緑ヶ丘安心コミュニティプラザ    | 緑ヶ丘自治会    |
| 名塩山荘自治会館          | 光陽台自治会    |
| 東山台コミュニティ会館 安心プラザ | 東山台自治会連合会 |

#### 4. 現在の状況

財団法人阪神・淡路大震災復興基金による福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「コミュニティプラザ」の設置事業は、平成8年度から平成14年度の補助事業で、前述のとおり、市内では16施設が整備された。

各施設では、コミュニティづくりの推進拠点として、ボランティアセンターの設置、フェスティバルなどのふれあい事業、高齢者の配食サービスなどの高齢者等の生活支援事業、自治会活動に取り組まれております。

また、地区市民館については、震災後の区画整理事業の中で新たに香櫞園市民館分館、高木市民館が設置された。

### ～地域自管理施設整備事業～

#### 1. 事業の背景

コミュニティ活動については、地域の実情に応じて、高齢者や障害のある人への支援や青少年の健全育成など様々な取り組みがなされてきている。このような市民生活に深くかかわる市民の自主的な活動を促進するとともに、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備に努めている。

地域団体の活動団体の拠点となる施設については、公民館、共同利用施設、地区市民館などの整備を進めるほか、自治会等が整備する葬儀のできる自管理集会施設の整備に対し、助成等の支援を行ってきた。

#### 2. 震災当時の状況

住民の地域社会における相互の親睦および文化活動の増進を図るために設置された地区市民館20館や共同利用施設10館、広田山荘の31施設が整備されていたが、そのうち22施設が被害を受けた。特に被害の大きかったのは、広田山荘、甲陽園市民館、今津市民館、高木センター、段上センターであった。

自治会等が整備する葬儀のできる自管理集会施設の整備補助は、昭和62年度から始まり、15の自治集会施設が整備されていた。

### 3. 復興の過程

震災後、災害復興に伴う区画整理事業の中で、新たに香櫞園市民館分館、高木市民館が整備された。

地域自管理施設の整備についても、震災後、地域活動の重要性が見直され、地域のコミュニティ活動の拠点となる自主集会施設の整備の機運が高まり、16の自治会等地域団体により16の施設が整備された。

| 名 称               | 自治会等             |
|-------------------|------------------|
| 春風公園福祉会館          | 浜田、上野、野田、春風地区福祉会 |
| 上鳴尾町自治会館          | 上鳴尾町自治会          |
| 小松北町自治会館          | 小松北町自治会          |
| 鳴尾3丁目自治会館         | 鳴尾3丁目自治会         |
| 甲子園第8コーポラス自治会集会所  | 甲子園第8コーポラス自治会    |
| 津門社会福祉協議会集会所      | 津門社会福祉協議会        |
| 名塩ガーデン自治会館        | 名塩ガーデン自治会        |
| 門戸自治会館            | 門戸自治会            |
| 樋ノ口町1丁目ふれあい会館     | 樋ノ口町1丁目自治会       |
| 中津会館              | 中津町会             |
| 下山口会館             | 下山口自治会           |
| 名塩南台中央会館          | 阪急名塩南台自治会        |
| 津門西口集会所           | 津門西口町福祉会         |
| 北六甲台自治会コミュニティセンター | 北六甲台自治会          |
| 木之元会館             | 名塩木之元町内会         |
| 甲子園二・三番町自治会館      | 甲子園二・三番町自治会      |

### 4. 現在の状況

震災後、地域活動の重要性が見直されるとともに、地域コミュニティの多様化や細分化の傾向が強まり、また、高齢化に伴い、自宅での葬儀が困難な市民のため、地域での葬儀の場を確保するため引き続き地域自管理集会施設の整備補助に勤める。

## ～コミュニティ協会事業の再構築～

### 1. 事業の背景

コミュニティ活動は、・市内各地域における住民の手によるまちづくり・と位置づけ、その活動の組織化と発展のため、西宮コミュニティ協会と連携し、地域情報誌「宮っ子」の発行や地域フォーラムの開催など各種事業を実施してきた。特に「宮っ子」は市内25地域コミュニティで発行されており、住民間の情報交換、相互の連携と交流の中心的役割を果たしている。

市民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、自主的なコミュニティ活動が展開できるよう、西宮コミュニティ協会等関係団体と連携し、住民の手によるコミュニティづくりを促進する。

### 2. 震災当時の状況

「宮っ子」は、西宮コミュニティ協会が毎月発行する地域情報誌である。取材から編集・配布に至るまで、すべて地域ボランティアの手によるものであり、全国的にも例を見ない冊子として高い評価を得ていた。しかし、震災により、「宮っ子」も発行の中止を余儀なくされた。

### 3. 復興の過程

復刊については、瀕死状態の地域がまだ多く、「時期尚早だ」という意見もあったが、「復興は先ず地域から、コミュニティから」を確信し、平成7年3月号から5月号は休刊せざるを得なかつたが、平成7年6月号から復刊に踏み切った。

6月号から8月号では、「阪神大震災復興特集」と題した特集、その他の震災記事を盛り込んだ。

平成8年度からは、発行回数は10回となったものの、市民の暮らしに密着したコーナーを設けるなど誌面の充実に努め、平成16年4月号で通巻259号に至った。

### 4. 現在の状況

西宮コミュニティ協会は、昭和54年に設立され今年で25年なり、協会内に広報部会、事業部会、調査部会の3部会が設置され、協会の中心的な事業である地域情報誌「宮っ子」の発行、「宮っ子」祭り、コミュニティ研修会等を実施し、地域コミュニティの推進に努めている。しかしながら、西宮コミュニティ協会内において地域情報誌「宮っ子」の内容についての見直し等の意見が出されている。

### ～にしのみや市民祭り～

にしのみや市民祭りは、昭和48年西宮青年会議所の主催により西宮神社を会場に始まった。その後昭和50年からにしのみや市民祭り協議会が発足し、主催がにしのみや市民祭り協議会となり今日に至っている。

昭和55年の第8回にしのみや市民祭りは市制55周年記念として、阪急西宮スタジアムを会場として開催された。

震災の年、平成7年は、やむを得ず中止になったが、市民の皆様の復興への願い、にしのみや市民祭りへの熱い思いがあり、平成8年には、いち早く「興（おこす）」をテーマに阪急スタジアムを会場に約6万5千人に来場者を向かえ開催された。

その後、平成15年の第29回にしのみや市民祭りは、阪急西宮スタジアムが閉鎖されたため、会場を西宮中央運動公園に移し実施された。

平成16年は、第30回に節目の年に当たり、会場を市役所周辺、六湛寺公園や市民会館アミティホールに移し、新たな催しを企画しにしのみや市民祭りの開催に向け、にしのみや市民祭り協議会で検討されている。

## 第2節 学校園の復旧

### ～学校園の復旧事業～

#### 1. 震災当時の状況

市立 87 学校園（小学校 42 校、中学校 19 校、養護学校 1 校、高等学校 3 校、幼稚園 22 園）の全てが、損傷の大小はあるが被害を受けた。その中でも 9 校園の 13 棟の校園舎・体育館、4 校の渡り廊下が半壊と認定され改築が必要となった。また、5 校 5 棟に補強工事が必要であった。

#### 幼児児童生徒の死者負傷者数

今回の震災では、かけがえのない子供たちが多数犠牲となった。

亡くなった市立学校園の幼児児童生徒は、幼稚園 1 人、小学校 35 人、中学校 20 人の 56 人で、入院等で重傷を負った者は、幼稚園 2 人、小学校 8 人、中学校 1 人の 11 人であった。

また、県立高校で 3 人、私立学校園・大学では幼稚園 11 人、小学校 1 人、中学校 1 人、高校 3 人、大学 20 人の 39 人が亡くなり、市内では合計 95 人の尊い命が失われた。

#### 2. 復興の過程

平成 6 年度は改築、補強をする学校園舎についての計画案を立てた。それ以外の学校園舎については、児童生徒の危険回避のため、緊急をする倒壊物の撤去や段差の解消、亀裂の補修等の応急工事を行った。

平成 7 年度は香櫞園小・苦楽園小・広田小の校舎棟の補強工事を完了し、年度末には大社幼稚園の園舎の改築工事が完了した。

平成 8 年度は、前年度より繰り越した上ヶ原小・上ヶ原南小・甲東小・香櫞園小・上ヶ原中・甲陵中・苦楽園中及び西宮高校の改築復旧工事、段上小・西宮高校の補強工事及びその他の補修復旧工事並びに設備復旧工事を行った。

改築復旧工事のうち、上ヶ原南小・上ヶ原中・西宮高校の運動場補修などの復旧工事や甲陵中屋外整備工事は 8 年度中に完了しなかったため平成 9 年度に事故繰越し、西宮高校運動場整備工事を最後に平成 9 年 8 月末に全ての災害復旧工事を完了した。

一方、校舎等の損壊により教室等が不足する 10 学校園については、平成 7 年 2 月初旬より主に仮設普通教室の建設に着手し、3 月末より使用を開始した。

平成 7 年 6 月末までに特別教室等の仮設教室を建設して、教育の場を確保したが、改築・補強工事が完了した広田小・段上小・大社幼については、年度末に撤去した。

残りの改築・補強工事を行っている 7 校の仮設校舎は、工事が完了した都度撤去し、平成 9 年 3 月末にはすべての撤去を完了した。

また、西宮浜埋立地に計画された人口 1 万人の震災復興住宅マリナパークシティの中に西宮浜小・西宮浜中学校を新設し、平成 10 年 4 月に開校した。

震災後、公園などに仮設住宅が建設されたため、子供の遊び場が著しく減少したた

め平成 8 年度から、日照時間の長い 5 月から 8 月までの土曜日・日曜日と祝日について、小学校運動場の閉門時間を午後 4 時 30 分から午後 6 時に延長し、子供同士や親子が利用できる遊び場の拡大を図った。(仮設住宅の撤去に伴い平成 14 年度に廃止)

渴水時や非常災害時における水資源(散水・生活用水)確保のため、下水直接放流を開始した後、平成 8 年度に不要となった浄化槽を雨水利用設備として活用できるよう神原小学校において実施した。また、西宮高校改築時にも雨水利用設備を設置した。地域防災拠点としての学校施設の整備

体育館の電気容量の増設を図り、学校を避難所機能として整備増強を図る。平成 8 年度では平木小学校体育館照明設備改修時と、甲東小学校・苦楽園中学校の体育館改築時に電気容量を増量し、平成 9 年度は段上西小学校の体育館照明設備改修時と西宮浜小・中学校の新設時に電気容量を増量した。

震災時に学校園施設の窓ガラスが破損・飛散したことから、避難所としての機能と安全性の確保並びに児童生徒等の安全確保するため、平成 10 年度より体育館の窓ガラスへ飛散防止フィルムの装着を行っている。

都市ガス停止時に、給食室を使用可能とするため、LPG ガスの接続ができるガスコックを設置し、また、受水槽とプールの水を確保するために緊急遮断弁を設置している。

#### 耐震診断の実施

平成 7 年 10 月に公布された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、新耐震設計(昭和 56 年施行)前の基準により建築された建物について耐震診断している。

### 3. 現在の状況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による耐震診断を平成 16 年度で終えて、今後、耐震診断の結果に基づいて耐震補強工事を実施する予定である。平成 16 年度は、苦楽園中南棟の耐震補強工事を行う。

## 第5章 市街地の復興

### 第1節 市街地の面的復興整備

#### ～森具震災復興土地区画整理事業～

##### 1. 事業の背景

森具地区は屋敷町を中心に、弓場町、松下町、川西町の一部から構成された地区で、昭和初期まで西国街道沿いの農村集落森具村として発展してきた。また、周辺地区は大正から昭和初期にかけて耕地整理が、戦後は戦災復興土地区画整理事業が施行されてきたが、当地区の大半が戦災を被らなかつたことから、農村集落の形態のまま都市化に飲み込まれていた。

このため、地区内の道路は2.7m未満が33%、2.7mから4m未満が23%、接道不適格住宅が62%、また、住宅の老朽率は50%、90m<sup>2</sup>以下の小規模宅地が50%と防災上重大な課題のある地区であった。

このような地区的課題に対し、昭和21年に地区を南北・東西に貫通する都市計画道路大浜老松線・鳴尾御影西線（いずれも幅員15m）が決定されたが、地区内には戦災復興土地区画整理事業や街路事業が実施されなかつたため未整備のままであった。また、昭和59年に森具地区を含む香櫞園地区約145haに都市再開発方針が定められ、森具地区については「老朽過密住宅地区の住環境改善を地区幹線道路の整備とあわせて推進する」としており、この方針を受けて平成6年に「大浜老松線整備促進検討調査」を実施し、整備案を検討していたが、未着手のまま平成7年1月17日の大震災に遭遇し多大な被害が発生した。



## 2. 震災当時の状況

震災前の森具地区の世帯数は約 830 世帯、人口は 1,840 人であった。震災による被害は、全半壊は 338 棟で地区の 68%、死亡者は 43 名と大きく、特に中心となる屋敷町は全半壊率が 84% と壊滅的な被害を受けた。まず、住民による人命救助が始まり、数時間後には市職員や自衛隊も加わり救出したが、日がたつほど生存率が低下した。

地区内の狭い道路には倒壊した家屋の残骸で人の通行もできない状況であり、二次災害防止のため、道路確保すべく家屋所有者の同意を得て家屋の残骸の片付けに着手した。

その後、敷地内の残骸についても公費による解体も始まり、自衛隊による香櫞園市場の解体も行われた。

被災状況（旧 屋敷町 2 番街区）



被災状況（旧 屋敷町 2 番街区）



### 3. 復興の過程

#### ① 市街地復興基本方針の策定

震災による市街地での被害の中で特に建物等の全半壊が面的に集中し、かつ道路・公園等の基盤施設が未整備な地区について、早期復興に向けて地区別にどのような街づくりが必要であるかが緊急の課題となった。その結果、震災の教訓を生かした市民が安全に安心して生活できる災害に強い街づくりを目指し、重点復興事業の選定、事業手法及び事業内容について、平成7年1月31日「西宮市災害市街地復興基本方針」を定めた。

特に被害が集中した地区を重点面整備事業地区とし、森具（約2.9ha）、西宮北口駅北東（約34.5ha）の2地区については、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市計画事業により整備を図ることとし、このため、一定の建築制限を加える建築基準法第84条の規定により区域指定の告示を平成7年2月1日に行った。

#### ② 区画整理事業の着手

災害市街地復興基本方針、建築基準法第84条（建築制限）の区域指定後、直ちに相談窓口の開設と震災復興ニュースの発行を行い、事業地域、事業手法、事業スケジュール等について広報を行った。地元の反応は大きく当初3日間で227件の相談があり、「なぜ一方的な建築制限をするのか」、「生活基盤である住宅再建ができない」、「震災で困っているのに、まだ土地を減歩するのか」等々、事業に反対する声が多かった。市は災害市街地復興基本方針に則り、事業の必要性を粘り強く説明してきた。

国県においても早期復旧を支援するため、平成6年度の補正予算で補助枠確保が図られ、早期の都市計画決定が必要となった。このような事業の都市計画決定には通常、何年もかけて地元合意を形成するものを、このような短期間で都市計画案の縦覧を行ったため、149件もの意見書が提出された。このため、早期の復興のため事業の必要性は認識されたが、詳細な計画については、権利者とも十分協議してから決定する必要があるということで、施行区域と幹線道路を先に、区画道路や公園は後という二段階方式の都市計画決定がなされ、区画整理事業に着手した。

#### ③ まちづくり協議会の発足

行政主導で区画整理事業が進められることに地元住民は危機感を募らせ、住民主導のまちづくりを目指し屋敷町自治会は区画整理対策委員会を組織し、その後、弓場町、松下町も参画してまちづくり協議会が発足し、市との協議が開始された。

事業計画案の協議の中で、防災公園を地区中央にとか区画道路に通過交通を入れないというような住民案を取り入れ、「一日も早い住宅再建」ということで合意形成が図られ事業計画も平成8年2月に決定し、平成8年11月の仮換地指定を受け、平成9年1月には工事着手した。

## 区画整理事業概要

|             |   |
|-------------|---|
| 施 行 者       | 西 宮 市   |
| 施 行 面 積     | 1 0 . 5 h a   |
| 施 行 期 間     | 平成 8 年 2 月 2 9 日～平成 13 年 10 月 2 6 日   |
| 総 事 業 費     | 1 2 , 4 2 9 百万円   |
| 平 均 減 歩     | 2 1 . 5 % (用地買収後 7 . 3 %)   |
| 公 共 用 地 率   | 整理前 13 . 1 % 、整理後 31 . 7 %  |
| 主な公共施設      | 幹線道路(大浜老松線外) W=15~8m L= 973m<br>区画道路 W=6~5.5m L=2,576m<br>特殊道路(歩行者専用) W=6~4m L= 251m<br>森具公園 A=5,301 m <sup>2</sup> |
| 移転補償件数      | 約 3 5 0 件 (建物 1 8 7 件)  |
| 用 地 買 収 面 積 | 1 3 , 9 0 2 m <sup>2</sup>  |

### 4. 現在の状況

震災後 2 年目の平成 9 年 1 月 17 日に工事に着手し、平成 10 年 12 月に使用収益開始通知を行い住宅再建が開始された。震災後 5 年目の平成 12 年 1 月 16 日には住宅再建も進み地区中央の森具公園も完成したことから、まちづくり協議会主催による「震災復興セレモニー」が開催され、区画整理事業の進捗も 98% に達したこともあり、まちづくり協議会は解散した。

平成 13 年 3 月の換地処分の縦覧を経て、平成 13 年 10 月 26 日の県知事の完了公告をもって事業は完了した。その後、法務局への区画整理登記を行い、精算金の交付徴収を行った。現在は精算金の分納徴収を行っており、最長 10 年分割のため、平成 23 年度完了予定となっている。

森具公園北西部から共同化住宅を望む



森具公園



また、まちづくり協議会は解散したとはいえ、引き続き公園の清掃管理や地区集会所の運営管理に活動をしており、このようなまちづくりの計画段階から実施段階、維持管理にわたる活動に対し、平成 15 年度に国土交通大臣から表彰を受けた。

## ～北口地区市街地再開発事業～

### 1. 事業の背景

本市は、昭和61年からの「西宮市新総合計画」及び平成11年からの「西宮市第3次総合計画」において、西宮北口駅周辺を市役所周辺を含めた阪神西宮・JR西ノ宮駅周辺とともに、西宮北口駅周辺を本市の都心機能を担う「都市核」と位置づけ、一体的かつ総合的な市街地整備を積極的に推進することとした。

西宮北口駅周辺の整備については、昭和40年頃から駅北東直近部の再開発とその後背地部の区画整理の構想があった。区画整理は保留状態となり、再開発は検討が続けられ、昭和59年の「西宮北口地区街づくり構想」発表の前後から街づくりの機運が高まり、昭和60～61年には具体化に向け、駅北東部の市街地再開発事業等調査を行った。この再開発についてはアクセス道路の整備が不可欠であり、そのため北からアクセスする北口線、東からアクセスする車庫北線のあり方について地元調整に入ったが、住民等の理解を得られず、具体的な進展には至らなかった。

平成元年に、駅の南側を含めた北口駅周辺地区約6.7haについて、市街地整備に関するマスタープランとしての「都市総合再開発促進計画」を策定し、地区全体の街づくりコンセプト、土地利用の方針及びゾーニング等をとりまとめるとともに、兵庫県が計画している「芸術文化センター」の立地の可能性も併せて検討した。

市はこの計画に基づき、「新たな商空間・住空間・遊空間」の創出と多様な都市活動を支える道路、駅前広場等の基盤施設の整備を図ることとし、駅周辺における21世紀の生活・文化的拠点形成に向けた街づくりに取り組むことになった。

その第一歩として、平成4年7月に駅南側において市施行の西宮北口駅南土地区画整理事業の都市計画を決定し、併せて都市計画道路北口線を山手幹線まで南伸させる計画変更を行い、この南伸部を含めた施行区域を定めることにより、駅北東部の再開発は南からのアクセスも確保できる見通しが立った。

さらに、この駅南地区の区画整理の進捗に併せて、周辺の駅南西第一地区、駅北東地区、駅南地区10街区などで再開発準備組合が順次設立され、一体的かつ計画的な街づくりがほぼ同時に具体化した。なかでも駅北東地区の再開発においては東からの道路アクセスについても住民等との話し合いを再開し、整備計画が一定合意に達し、再開発の検討が本格的に進められることとなった。

### 2. 震災当時の状況

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災後、市街地の復興方針を早急に内外に示し、建築制限等の措置を講じるため、平成7年1月31日に「西宮市災害市街地復興基本方針」を策定した。

西宮北口駅周辺は大震災により大きな被害を受け、駅北東地区は特に被害が集中していたことから、災害市街地復興基本方針において区画整理や再開発を前提とした重点面整備地区の一つとして位置付け、区画整理を予定していた森具地区とともに2月1日に建築基準法第

84条に基づく建築制限区域の指定を行った。これらの措置に併せて関係する住民等への相談窓口を開設したが、非常時における突然で一方的な街づくりと建築制限に対する多くの反対の声や苦情が寄せられた。

その後、駅北東地区のうち駅直近部は市街地再開発事業を、その後背地部は土地区画整理事業を行うこととし、平成7年3月17日に施行区域及び骨格となる都市計画施設の第1段階都市計画と被災市街地復興推進地域を決定した。

### 3. 復興の過程

平成7年6月に策定した「西宮市震災復興計画」において、3年以内に重点的に実施する事業として、駅北東地区の区画整理や再開発に加え、駅南の区画整理、駅南地区10街区及び駅南西第一地区の再開発を位置付けた。これによって震災復興事業が本格的に進み出し、平成8年5月に公団施行の西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業の事業計画が認可され、平成8年11月には市施行の西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定を行った。また、震災前に準備組合が設立されていた駅南地区10街区及び駅南西第一地区の市街地再開発事業は、復興住宅の整備・供給や商業環境の改善及び公共公益施設の整備を図るため、それぞれ平成8年の3月と9月に再開発組合の設立認可が行われ、平成5年1月に事業計画決定した駅南土地区画整理事業については震災後の平成7年11月から本格的な工事に着手した。

さらに、駅南区画整理区域内の兵庫県による舞台芸術の創造及び交流の拠点としての「芸術文化センター」は、震災のため一時中断されたが、平成17年秋の完成に向けて着実に建設工事が進められており、日常生活を取り戻す生活再建のまちづくりに加えて、芸術・文化の面から個性豊かで魅力あるまちづくりが展開されつつある。

#### 1) 西宮北口駅南地区10街区の再開発

西宮北口駅南地区10街区は、駅南の区画整理区域内において都市計画道路北口線の予定地となる球場前商店街等と区画整理区域の西端に位置する中央公民館を併せ、新たな仮換地先での施設の共同化を図るため、土地区画整理事業との同時施行の組合施行による第一種市街地再開発事業を実施した。平成7年4月に都市計画決定し、平成8年3月に組合設立が認められ、平成9年12月に全員同意型の権利変換計画の認可を得て、平成10年2月に建築工事に着手した。

この再開発は、施行地区面積が約0.45ha（敷地面積約3,000m<sup>2</sup>）で、施設建築物は地上13階、地下2階の延べ床面積約22,200m<sup>2</sup>の鉄骨鉄筋コンクリート造で、総事業費約78億円で再開発組合が施行した。再開発ビルの用途は、1階から3階までは商業・業務施設、4階から6階は西宮市の公共公益施設である男女共同参画センター「ウェーブ」や中央公民館と約300人収容の「プレラホール」、7階から13階は77戸の都市型住宅、地下には101台収容の駐車場が整備され、平成12年8月末に「プレラにしのみや」として完成した。4階から6階の公共公益三施設は、その全体専用床面積は約5,370m<sup>2</sup>、このうち1,520m<sup>2</sup>は権利床として権利変換を受け、残りの3,890m<sup>2</sup>は保留床として市

が再開発組合から取得した。

当地区の権利者数は28名で、その多くは古くから個人営業の飲食店等を中心とした小規模な借地権者であり、西宮スタジアムでのプロ野球や競輪の閉鎖、また長引く景気低迷で厳しい経営を強いられていた。加えて、営業者の高齢化や後継者不足等の理由から、この再開発事業においては多くの権利者が廃業を選択され、代わって自己居住用の住宅を権利変換によって取得をした方、賃貸収益用の資産として店舗や住宅を取得した方もあり、資産内容や運用形態が変わったものの24名の権利者が残留した。

この再開発と区画整理との同時施行については、ベース事業の区画整理側から見れば、整備すべき都市計画道路上の建物移転がスムーズに運び、その後の道路工事が順調に進められたこと、また街づくりの面からは建物の共同化によって、小宅地での土地利用が解消されたというメリットがあった。一方の再開発側から見れば、本来なら再開発事業で対応すべき建物移転補償費等のうち、その道路直上建物に係る移転補償費等が区画整理事業において対応できたため、再開発事業費の軽減が図られたというメリットがあった。さらに、区画整理事業で飛び仮換地の指定を行い、その仮換地先における再開発ビルの建設工事と現位置での店舗営業継続を同時に可能（仮換地先の従前土地所有者の承諾による異例的な土地の二重使用収益）となったことから、新たに仮設店舗等を整備する費用を要さず再開発事業の事業費軽減に繋がり、とりわけ権利者にとっては余分な引越しを伴わないというメリットもあった。このように再開発と区画整理との同時施行は、当地区の再開発事業の採算性確保などにおいて多いに寄与した。

しかし、当時は同時施行に伴う再開発事業の権利変換手続きは法第110条の全員同意型によるものであったため、不幸にも一人の権利者の反対によって、残りの権利者全員の同意が得られたにも拘わらず、権利変換計画の知事認可が得られず、その後権利者調整に多くの苦労と時間を要し、再開発ビルの建設工事の着手が大きく遅れるなど事業に影響を及した。その後、都市再開発法が改正され、区画整理事業の事業計画において市街地再開発事業区を定めるなど一定の条件の下に、同時施行の再開発事業についても一般の再開発事業と同様に権利者の三分の二の同意で権利変換の認可が可能となり、円滑な事業促進が図られるようになった。

## 2) 西宮北口駅南西第一地区の再開発

西宮北口駅南西第一地区の従前の土地利用は、昭和20年代後半から30年代初頭に建設された4階建てRC造の企業社宅がその多くを占め、当時としてはモダンな住宅団地であり、市営住宅1棟や民間の幼稚園も立地していた。しかし、その後は交通至便地にもかかわらず土地の高度利用が図られず、建物の老朽化が進み建替時期を迎えていたことから、平成3年11月には関係権利者で再開発による街づくりを前提とした準備組合が設立され、具体化に向けた協議調整が進められることになった。こうした矢先に、大震災により企業社宅の一部に被害を受けるなど、再開発への取り組みは一時中断を余儀なくされることになった。

市としては、震災後の被災市街地の復興とともに、住宅難の解消を図るために多様な復興住宅を早期かつ大量に整備・供給する必要があったことから、当該事業を震災復興計画とし

て位置づけ、組合施行による第一種市街地再開発事業を実施することとし、平成7年12月に都市計画を決定し、平成8年9月に組合設立認可が行われた。

この再開発事業は、施行地区面積が約3.3ha（敷地面積約12,600m<sup>2</sup>）で、施設建築物は地上31階、地下1階の延べ面積約57,400m<sup>2</sup>の鉄骨鉄筋造、主たる用途は住宅で426戸を整備することとし、総事業費約186億円で事業がスタートした。当地区的権利者数は12名で、その全てが土地所有者であり借地権や借家権を有する者ではなく、権利者全てが権利変換により住宅等を取得し、転出者は皆無であった。

この再開発事業の特徴は、都市再開発法の特定施設建築物制度（以下「特建制度」という）を活用したことであり、これによって西宮市と兵庫県住宅供給公社がそれぞれ再開発組合から建物敷地（西宮市分4,000m<sup>2</sup>、公社分6,000m<sup>2</sup>）の譲渡を受け、平成11年2月に市が住宅戸数130戸の市営住宅を、同年6月に公社が住宅戸数202戸の特定優良賃貸住宅を完成させた。この特建制度の活用により、再開発組合としては、事業化の早い段階でその特建敷地の売却処分ができ、安定的な事業収入の確保が可能となり、事業リスクの低減を図ることができた。さらに、特建敷地では建物を特建者が自らの費用で建設することから、再開発組合はその分の建設に要する資金調達が不要となるなど、再開発の全体事業費が軽減されることになり、大きなメリットがあった。

平成12年10月末に、住宅戸数426戸からなる31階建超高層再開発ビル「ラピタス31西宮」が完成し、特定施設建築物と合わせて758戸に及ぶ高齢者に優しいバリアフリーの良質な復興都市型住宅が建設された。また、これらの施設建築物の整備に併せて、都市計画道路球場前線は沿道建物のセットバック敷地と一体となった広幅員でゆとりある歩道を有するシンボルロードとして整備され、さらに再開発事業地区の東側端には津門川沿いに約2,350m<sup>2</sup>の緑豊かな都市計画施設の両度緑地が整備され、平時には住民の憩いや交流の場として、災害時には耐震型緊急貯水槽を備えた防災広場として利用されることになった。

### 3) 西宮北口駅北東地区の再開発

駅北東直近部は、震災によって多くの市場、商店街、住宅等が壊滅的な被害を受け、その被災市街地の復興に向けては、建物と道路等の公共施設を一体的かつ面的に整備する市街地再開発事業を実施することとした。事業の施行については、震災直後で本市の人的余力が十分でなく、また、事業の緊急性、規模等から判断して都市基盤整備公団（当時は住宅・都市整備公団）にお願いすることとなった。平成7年2月21日に、市から公団へ事業の施行要請を行い、3月28日に市と公団が事業に関する基本協定を締結し、公団施行の震災復興第二種市街地再開発事業として事業化が図られることになった。これにより、西宮市はまちづくりの主体として、公団は施行主体として、地元権利者はまちづくりの担い手としてそれぞれが協力して事業を円滑に推進する基盤が整った。

この再開発事業は、施行地区面積約3.3ha（敷地面積約16,400m<sup>2</sup>）、施設建築物は地上19階、地下2階、延べ面積が約63,000m<sup>2</sup>と約52,700m<sup>2</sup>のツインビルを建設するとともに、関連する道路、駅前広場等の整備を行うため、平成8年5月に事業計画について建設大臣の認可を得て、総事業費約725億円で実施した。地区内には582名もの

多くの権利者を擁し、かつ震災復興事業という性格から早期完成が迫られるなど、厳しく困難を伴う事業としてスタートした。

このような中で、権利者の多大なご協力も得ながら事業着手から約5年という短期間に、「アクタ西宮」の再開発ビルが平成13年4月20日にグランドオープンし、新しいビルには核店舗のコープこうべをはじめ、サブ核店舗の赤ちゃん本舗、無印良品、ジュンク堂書店とともに、権利者などによる130店を超える多様な専門店が入り、また市民ニーズの高い図書館等の6つの公共公益施設が整備され、さらにバリアフリーの良質な都市型住宅320戸が整備・供給された。

この「アクタ西宮」は、鉄道交通の利便性と商圈の広さと、多機能で魅力ある新たな都市機能の集積により市外から多くの人が訪れ、オープンから約1年間に来場者総数が約950万人、図書館等の公共公益施設の利用者総数が約60万人を数え、活力と賑わいのあるまちとして第一歩を踏み出した。

この再開発事業の特徴は、1つには仮設店舗を設置したことであり、その理由は長期間に亘る再開発事業では、残留権利者が個別に仮施設を求めた場合、それぞれの仮施設が分散し、その場所毎での営業が長くなれば、北口駅周辺での従前の顧客基盤を失い、結果として当初の残留から撤回に転じることにつながるため、この問題を前もって一定解消することにより円滑に再開発事業を推進する必要があった。また、仮設店舗を設置することは、再開発事業を公共事業として施行する上では事業の採算性の問題だけではなく、残留権利者の現位置若しくはその地区近傍での営業継続を保証すべきであり、権利者が譲り受ける再開発ビルで今までに経験のなかった区分所有法上の制約のなかで、相互に協力して店舗展開を図るといった事前シミュレーションや新たな経営ノウハウを蓄積する機会を持つという意味でも、有効な施策であると言える。しかし、こうした努力にもかかわらず、最終的には仮設店舗56店に対し、約半分の29店が再開発ビルに残留出店しただけとなった。

また、2つ目の特徴として、再開発ビル内に公共公益施設を整備したことである。最近の再開発事業においては、事業に併せて市等の公共公益施設を整備することが多く見受けられるが、これは単に再開発事業の保留床処分を円滑に進めるというも狙いにとどまらず、都市型社会への移行に伴い駅前等の中心市街地に人が集まり、出会いや交流、コミュニティがあり、その賑わいや活力が持続可能となる街づくりの上からも、駅前の再開発ビルには個性ある商業施設等とともに、公共公益施設を始めとする文化、医療施設等の市民利便施設の導入が望まれている。この「アクタにしおみや」の再開発ビルにおいて、本市の厳しい財政事情にも拘わらず将来への先行的な公共投資として、市民ニーズの高い図書館や保健福祉センターなどの6つの公共公益施設、延べ面積約9,340m<sup>2</sup>（保留床分約8,150m<sup>2</sup>）を整備することとした。

さらに、3つ目の特徴としては、再開発ビルの地下に公共駐車場を整備したことである。複合機能型（ミックスド・ユース）の再開発ビルにとって、駐車場は商業活動の振興や活性化などの観点から不可欠な施設であり、市が整備する図書館などへの利便施設となり、また駅周辺の駐車需要にも対応する都市インフラとしての性格を有しており、北口駅周辺の街づくり

りにおいても大きな役割を果たすものである。

このため、市と公団ではその公共的な駐車場の整備に向けて、それぞれが出資して設立する第三セクターの管理会社に保留床である駐車場を取得させ、管理運営させることを予定し、会社設立の準備を進めた。しかし、第三セクターを取り巻く厳しい経営環境にあって管理会社の設立は困難と判断し、結果として、市が施行者の公団から駐車施設 670 台を取得し、平成 13 年 10 月に公共駐車場の条例制定を行い、その管理運営に当たることになった。なお、この駐車場条例においては 1 時間当たりの駐車料金、図書館などの公共公益施設への車利用者には 30 分間に限り無料とすること、駐車場の日常的な管理業務については西宮市都市整備公社へ業務委託できることなどを定めている。

この再開発事業の効果としては、街づくりの面からは懸案であった道路や駅前広場等の基盤施設の整備や土地利用上の諸課題（密集老朽木建造物や幅轍かつ細分化した権利形態の解消、土地の高度利用と空地やオープンスペースの確保）が解消され、これによって災害にも強く、快適で魅力ある街が「アクタ西宮」として実現したこと、また「アクタ西宮」が北口駅周辺の先導的プロジェクトとして、その地域ポテンシャルの高揚に一定寄与し、この他にも新たな従業員の採用による雇用の創出や消費活動の活性化による商品販売額等の増大にも少なからず効果があったと考えている。

## 第2節 道路交通のネットワーク化等

### ～山手幹線整備事業～

#### 1. 事業の背景

##### 1) 山手幹線の計画経緯

山手幹線とは、兵庫・大阪の府県境を起点とし、尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市を結び神戸市長田区に至る延長約 29.6 km の幹線道路として、昭和 21 年の戦災復興都市計画時に計画決定された道路であり、西宮市域内の延長は 5.45 km である。



計画決定時の背景を記した復興区画整理誌には「山手地区に補助道路とも云うべき山手幹線が計画された。」とあり、当初から山手幹線が国道 2 号等を補完する道路としての位置づけを与えられていたことが伺える。

西宮市における山手幹線の整備は、計画予定地周辺が急速に市街化し始めた昭和 37 年に開始されたが、事業着手を前に当初 27m あった計画幅員は 22m に縮小された。

この措置は、山手幹線の早期整備を図るための策であったと思われるが、後に道路沿道の環境問題に対して、道路構造上の対応に大幅な制約を受けることとなった。

##### 2) 震災前までの山手幹線の整備の推移

最初に街路事業の認可を受けた中津浜線から国道 171 号までの区間は、約 30 年の年月をかけて平成 3 年度に完成し、国道 171 号交差点付近・阪急夙川駅周辺の区間は、土地区画整理事業により昭和 50 年代までに事業が完了した。

また、平成 3 年には新たな事業区間として、国道 171 号から万葉苑筋まで（分銅工区）の事業認可を受けるとともに、平成 5 年には尼崎市との連絡を図る武庫川架橋事業の一部として、西宮方の橋梁取り付け部（松並工区）の事業に着手した。



この松並工区の事業化に際しては、堤防に向けて道路をかさ上げする区間の沿道利用を確保するため、平成 3 年に本線車道の両側に副道（側道）を追加する都市計画変更を行う

こととなつたが、尼崎市と連絡する4車線の幹線道路の整備に対する地元住民の抵抗は大きく、都市計画変更手続以降、長期にわたつて反対運動が展開されることとなつた。

## 2. 震災当時の状況

### 1) 復興計画の策定

分銅工区・松並工区の用地買収を進め始めていた平成7年1月、阪神・淡路大震災が起つた。

この地震により主要な交通路はほとんど遮断され、復旧・復興の過程で物資輸送等は困難を極めた。大規模地震が起きてみると、單一路線の構造的な耐震性のみならず、ネットワーク全体での代替性を含めた既存道路のストックは必ずしも十分ではなく、災害時にも耐えうる道路網整備の必要性を改めて痛感させられることになったのである。

このため震災復興計画には道路交通のネットワーク化が重要な項目として盛り込まれ、既定の都市計画道路のうち、道路ネットワークの形成・強化に資する路線を積極的に整備していくことが決まった。

### 2) 震災復興重点街路の選定

重点的に整備に取り組む街路の選定においては、従来から西宮市の課題であった南北方向の道路整備とともに、災害時の緊急輸送路等としての機能強化を図るために、東西方向の主要国道のバックアップ機能を有する幹線道路整備の重要性が考慮された。

震災復興重点街路の一覧

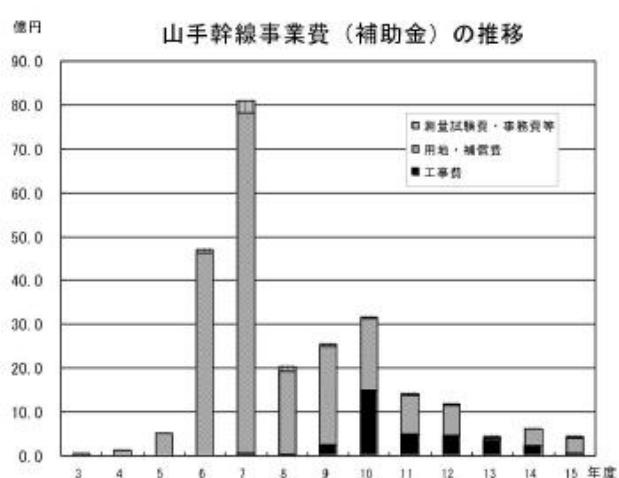
| 路線名      | 状況  | 計画対象区間                     |
|----------|-----|----------------------------|
| 山手幹線     | 事業中 | 山手大橋工区、松並工区、分銅工区、寿町工区、大谷工区 |
| 建石線（県施行） | 事業中 | 国道2号～北名次町                  |
| 山手線      | 未着手 | 建石線～市役所前線                  |
| 鳴尾御影西線   | 完了  | 弓塙工区、宮西工区、松原工区             |
| 甲子園段上線   | 完了  | 段上区画整理界～仁川口橋               |
| 今津西線     | 完了  | 国道171号～岡田山                 |
| 西福河原線    | 事業中 | 山手幹線～国道171号                |
| 武庫川広田線   | 未着手 | 国道171号～阪急今津線               |
| 大浜老松線    | 未着手 | 国道2号～山手幹線                  |

これは、まさに計画当初から山手幹線に期待されていた機能であり、山手幹線が震災復興における重点路線として注視され、被災各都市の復興計画に盛り込まれていったのは自然な成り行きであった。

## 3. 復興の過程

### 1) 新たな事業工区の着手

こうして山手幹線は震災復興における重点街路路線として位置づけられ、既に一定の整備が完了していた区間を除き、新たに尼崎市境の武庫川に架橋する山手大橋工区、分銅工区と夙川駅前を連絡する寿町工区（万葉苑筋～夙川）、芦屋市境の大谷工区（大浜老松線～芦屋市境）の3工区の事業が認可され、市内全線の



早期開通を目指して、急ピッチで用地買収等が進められた。

また、震災により落橋寸前となった夙川橋梁（羽衣橋）についても、災害復旧事業と道路局による補助事業との合併施工で震災直後より工事に着手し、平成10年度には計画幅員どおりの橋梁架設が完了した。

## 2) 住民の反対運動と新しい道路整備の展開

新規の事業工区は、そのいずれもが住宅地の中に新たに幹線道路を整備する区間であり、工事の着手は決して容易ではなく、一部では「震災に乘じた公共事業の押し付け」のように受け止められた。

平成8年には、分銅・寿町工区の一部区間で工事に着手しようとした矢先に、寿町の住民から「事業に対する説明が不十分だ。工事を一時止めて話し合いをしてほしい。」との声があがった。

松並工区に加え寿町工区からも思わぬ反対を受けて、工事は一時中断せざるを得なくなつたが、その後、事態は思わぬ展開を迎えることとなる。

寿町の住民自らが道路整備案を作成し、山手幹線をこんな道路にしてほしいと市に提案してきたのだった。それは、行政と住民が一緒になってみちづくりを考えるという、かつて経験したことのない共同作業への入り口となつた。

寿町の住民が作成した道路整備案は、計画4車線の道路を2車線道路として整備すること、環境保全対策として遮音壁の設置と低騒音舗装（排水性舗装）を採用することが大きなポイントであった。

それらはこれまでの西宮市の道路整備では前例がなく、関係機関との調整に労力を費やすこととなつたが、市と住民の協同検討案は約1年の時間をかけてようやく各方面の合意を得て、暫定2車線道路としての整備案が決定されるに至つた。

一方、震災前から続いていた松並工区の反対運動は次第に激しさを増し、平成7年10月の現地測量から平成10年2月の土質調査までの2年余り、現地で作業を行うたびに住民が座り込んで市に抗議するという事態が繰り返された。

住民の反対理由は環境悪化に対する懸念にあったことから、市は寿町工区と同様の環境保全対策を打ち出して懸命に説得に努めたが、その意図は住民にうまく伝わらず、対応に苦慮することとなつた。

この事態に対しては、やむを得ず神戸地裁



当時の新聞記事（松並工区）

に作業妨害禁止の仮処分申請を行うとともに、立体的な道路構造と環境保全対策の詳細をわかり易く住民に説明するため、精密なコンピュータグラフィックスを作成し、話し合いを繰り返して住民の理解を得ようと努めた。

最終的に、松並工区は都市計画変更から橋梁の開通までに10年あまりの年月を要し、その後の街路事業に多くの教訓を残すこととなった。

#### 4. 現在の状況と道路整備の課題

平成15年7月に寿町工区の夙川までの区間が完成し、武庫川から大浜老松線までの間約1.9kmが開通して、山手幹線の整備も芦屋市境の大谷工区の約600mを残すのみとなった。



寿町工区全景

芦屋市でも複数の工区で道路工事が始まっており、阪神間の山手幹線が全線開通する日もそう遠くない将来にやってくることが確実になってきている。

山手幹線は震災後わずか10年ほどの間に、戦後30年以上かけて整備してきた区間に匹敵する延長を整備したことになるが、震災後の山手幹線整備事業では、沿道のポケットパーク整備、歩道空間の

美装化、電線類の地中化など、これまでの道路整備と比べてさまざまな工夫を凝らしており、これらは新たなまちづくり、まちづくりのヒントになるのではないかと考えている。

また、震災後の山手幹線整備事業を通じて、道路整備に対する住民理解を得ることの困難さと大切さを教えられることとなった。

近年の公共事業に対する住民意識の高まりにともない、事業に対する理解と協力を得るうえで、これからも行政と住民との十分な対話が不可欠であることは言うまでもない。

そして、行政が地元の意見に耳を傾けつつ、長期的視点に立って都市の基盤施設を整備することの重要性を時間をかけて説明し、住民と手を携えてまちづくりに取り組んでいくことが、今後、より一層必要になっていくものと思われる。



分鋼工区ポケットパーク



山手大橋全景

### 第3節 水と緑のまちづくり

#### ～公園整備事業～

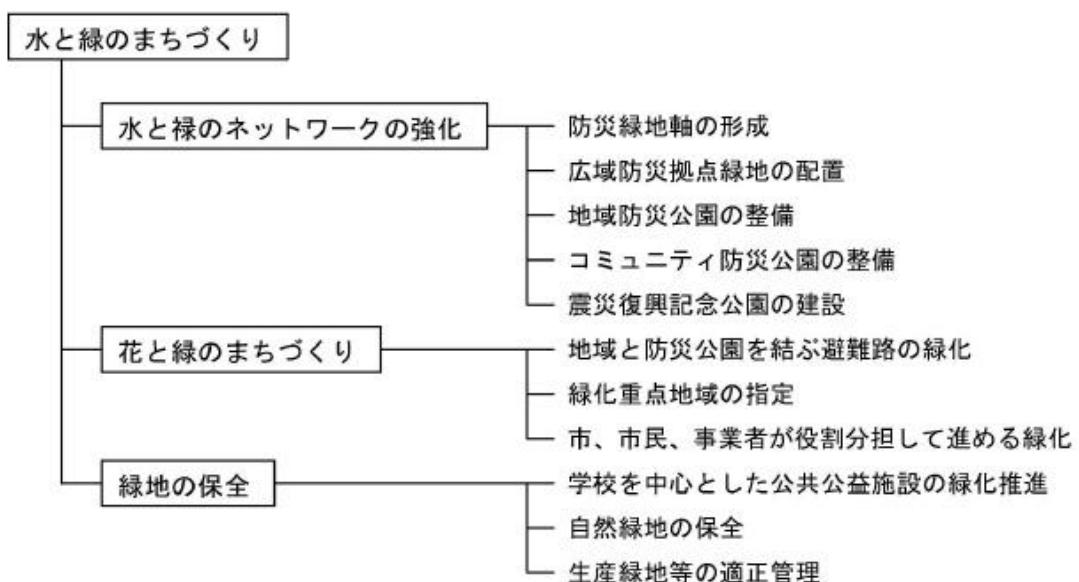
##### 1. 事業の背景

西宮市は、豊かな自然と恵まれた地理的条件の中で、質の高い文化を育み、良好な「文教住宅都市」として知られてきた。しかし、平成7年1月17日未明の兵庫県南部地震では、死亡市民1千名以上、倒壊家屋6万世帯におよび、断水、停電、ガス停止、電話故障、幹線道路や鉄道損傷不通など、南部市街地を中心に市民生活に大きな被害を受けた。

今回の震災では震災直後の消火や防火、また、被災市民の避難地や救援基地、ボランティア基地など市街地の中のオープンスペースの防災拠点としての重要性が再認識された。また交通網や通信網が寸断する震災時にはそれら防災拠点が有機的に連結している必要性が痛感された。特に体育館など避難所として機能する建築物を持った大面積の学校や公園緑地、緊急の消火や生活用水を供給した池や川のある公園緑地の評価が高い。また神戸市の被災地で見られたように樹木の防火機能や二次災害防止機能、さらに区役所など情報拠点と連結した緑地や平時から住民の利用頻度の高い公園緑地が避難地としても利用度が高く、コミュニティ再形成にも有効な点などが指摘されている。

西宮市公園緑地復興計画における施策として「水と緑のまちづくり」を掲げた。これは、震災時の公園緑地の機能を評価し、公園緑地を平時には市民の憩いの場として、また、災害時には避難地となり、震災被害を軽減するゾーンとして位置づけ、公園や緑地とともに緑豊かな水辺を対象にネットワーク化をすすめることを目的として取り組んでいくこととし、「水と緑のネットワークの強化」「花と緑のまちづくり」「緑地の保全」の3点を基本方針とした。

#### 水と緑のまちづくり施策図



## 2. 震災当時の状況

公園では地震による地盤の沈下、陥没、亀裂によって園路、階段、石積などが被害を受け、特に舗装部分の被害箇所が多かった。海岸部や埋立造成地では、液状化現象が加わり、野球場やテニスコートが広い面積で被害を受けた。また、内陸部の傾斜地にある公園では地すべりが起きて、宅地や道路とともに動いているため、復旧には単に擁壁の修復にとどまらず、地すべりを止める抑止杭が必要になるなど相当の経費が必要となった。その他公園施設については、あずまや、便所、水銀灯、門柱等が傾いており、墓園も含めて公園関係の被害額は約10億円であった。



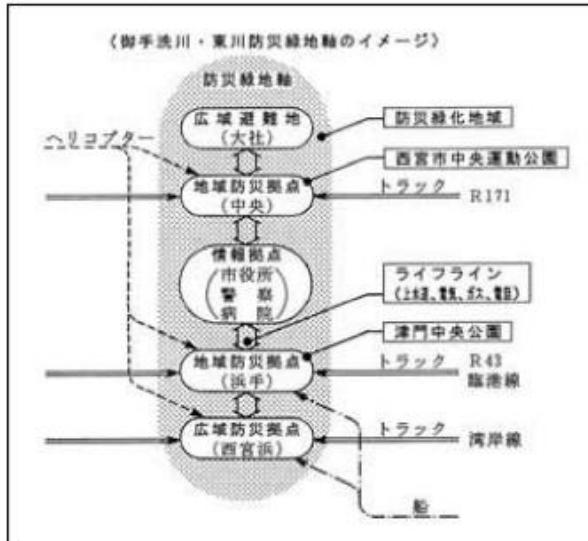
## 3. 復興の過程

西宮市のみどりの復興を進めるため、平時には市民の憩いの場として、災害時には市民の避難場所であり、被害を防止、軽減するゾーンとして、公園や緑地、豊かな水辺のネットワーク化を進めた。

### (1) 緑地軸の形成

市の中央部を流れる御手洗川・東川を防災緑地軸として防災拠点ネットワークの中心とし、緑地軸上に防災拠点となる西宮中央運動公園と津門中央公園を配置して、災害に強い防災ラインとする計画である。

平成8～10年度に津門中央公園を整備したほか、情報拠点（市役所・警察署など）周辺の整備として平成10年度に六湛寺公園、用海線（国道2号～阪神電鉄本線）を、平成11年度には神明公園・神明緑地の整備を行った。平成12年度に中須佐公園の拡張を図り、平成14年度には、阪神本線連続立体交差事業（甲子園駅以西）の完成を待って六湛寺公園の未整備区域の整備を図った。



## (2) 地域防災公園の整備（津門中央公園）

平時には市民の憩いの場となり、災害時には市民の一時避難場所として利用できる防災公園等として、津門中央公園の整備を行った。

平成8年度に酒蔵通りと43号線との間の用地買収を行うとともに、南部地域の地域防災拠点として、避難所等に輸送する物資の集配拠点や一時避難の場として整備を行った。また、河川散策路として、平成9年度は酒蔵通り以南の東川と津門川沿いを、平成10年度は国道43号と酒蔵通り間の津門川沿いの整備を行った。今後、防災センター機能を有する公園センターの整備が課題である。



## (3) コミュニティ防災公園の整備等

### ① コミュニティ防災公園

震災時の一時的避難地や初期消火活動基地を住民の身近に配置し、安全な非難やきめ細かな救援活動を可能とするため、西田公園、六湛寺公園、森具公園、高木公園等のコミュニティ防災公園の整備を図った。

### ② グリーンオアシス緊急整備事業

グリーンオアシス緊急整備事業は震災を契機に制度化されたもので、広域避難地の避難圏域内の災害に対する安全性を確保すべき地域において、用地の買収等による多様な緑地の整備を行うものである。平成7年度から、中島町、奥畑等10ヶ所、9,735.46 m<sup>2</sup>の用地買収、施設整備を行った。

### ③ 震災記念碑公園の建設

震災の教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災犠牲者の慰靈の場として、奥畑に公園と追悼の碑を整備した。犠牲者1,146人の遺族に文書照会し、刻銘希望のあった1,080人(H16.3現在1,081人)を追悼の碑に刻銘している。公園面積は4,932 m<sup>2</sup>、芝生広場、多目的広場、板石舗装、藤棚、便所、植栽があるほか、犠牲者追悼の碑(高さ約3m、長さ約8m)と碑文、震災記録、震災陶板写真が設置されている。

#### (4) 仁川ピクニックセンター市民緑地の指定

仁川ピクニックセンター周辺は、市街地に近接しており山地部が緑で覆われ、この緑の存在が市街地への災害防止や水資源の供給に役立っており、また、市街地から気軽にアクセスできるレクリエーションの場所として、優れた立地条件を備えていることなど、今後この緑地の必要性はますます増大すると考え、地主の阪急不動産株式会社と西宮市とで、借地方式の市民緑地契約を締結した。

- ・契約日 平成 12 年 3 月 31 日
- ・所在地 西宮市仁川町 6 丁目 4 外
- ・地 目 山林（一部雑種地）
- ・地 積 320,253.25 m<sup>2</sup>
- ・期 間 平成 12 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

#### 4. 現在の状況（事業の評価、今後の課題）

都市の緑とオープンスペースは、山地や丘陵の樹林地をはじめ、農地、海浜、河川、池、公園、道路、そして工場や宅地の植栽地などにいたるまで、対象は広く、種類は多様で、都市における環境保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や都市防災の面からも、その役割はますます重要となってきている。

緑によって都市の自然生態系が保たれ、潤いのある個性的な都市景観が醸成され、さらには都市の安全性が高まる。また緑により人々の多様な余暇活動が展開されることになる。

こうした緑の持つ機能を考慮し、本市は豊かな自然と恵まれた地理的条件のもとで質の高い文化が育つ「文教住宅都市」を宣言し、緑の保全や公園緑地の整備を通じて緑のまちづくりを行うとともに、鳴尾浜臨海公園や北山公園などによる海と森の公園づくりやバイオテクノロジーにより植物を研究・増殖・生産・普及する植物生産研究センターの整備などをすることにより、花と緑のまちづくりを行ってきた。

そして、平成 15 年 12 月には、これまでの「文教住宅都市」の基本理念を更に発展させ、西宮市に住み、学び、働くすべての人々の協働で、環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進めるため、「環境学習都市宣言」を行った。

今後、平成 14 年度に定めた「緑の基本計画」に基づき、緑のまちづくりを進めるが、自然との共生、みどりとオープンスペースのネットワーク、防災拠点としてのみどりとオープンスペースに配慮し、市民や企業とのパートナーシップのもとに、花と緑のネットワーク化を推進し、市民生活に夢と活力をもたらす緑豊かなまちづくりを進めることができると考えている。

## 第4節 上水道

### ～水道施設耐震化事業～

#### 1. 事業の背景

阪神・淡路大震災により、西宮市の水道施設は甚大な被害を受け、市内のほぼ全域で断水という未曾有の事態となった。復旧作業や応急給水のための人員や資機材の手配が困難を極め、十分な体制がとることができず市民に多大な迷惑をかけることになった。

そこで、水道局では、応急復旧が一段落した平成7年4月に今後の地震時対応体制の確立を目指し、「西宮市水道復興計画検討委員会」を設置し、同年6月末に「西宮市水道耐震化指針」として提言を受けた。

この指針は、施設の耐震化及びバックアップ機能の強化等のハード面の対策と地震時対応体制の確立等のソフト面の対策から構成されている。さらに、この指針に沿ってハード面についての事業内容をまとめたものが平成8年3月に策定した「水道施設耐震化基本計画」である。この基本計画策定以来、水道局では水道施設の耐震化事業は本計画を基に総合的見地から考察を加えつつ展開していくものとしている。

#### 2. 震災当時の状況

西宮市の上水道は、大正12年7月給水を始めた。以来、今回の震災に至るまでの72年間、全市の99.9%に給水をするところまで普及した。

西宮市の上水道は、南部地区においては給水量の約60%を阪神水道事業団から受水し、残りを6箇所の浄水場から自己水により給水をしている。北部地区においては、水道専用ダムである丸山貯水池からの貯水池水を水源とする丸山浄水場の浄水と兵庫県水道用水供給事業からの受水により給水している。

平成7年1月17日未明、マグニチュード7.2、震度7の直下型大地震が、阪神および淡路地域を直撃、神戸、芦屋、西宮各市一帯は、一瞬のうちに壊滅的な被害を受けた。

震度7に達する、想像を絶する激震によって建物多数が倒壊、道路・鉄道等の交通手段が寸断され、都市機能が完全にマヒする大惨事となった。上・下水道、電気、ガスなどライフラインの未曾有の被害は市民生活や企業の生産活動に大打撃を与えた。とりわけ、人間が生命を維持するうえで欠かすことのできない水が、長期にわたり断水したことにより、市民の皆様に大変なご苦労をおかけすることになった。

西宮市上水道においては、貯水池、浄・配水施設などの根幹的な施設が損壊し、浄水をつくることが困難となった。さらに、市内への給水量の大半を依存している阪神水道企業団も浄・配水施設が損壊したため受水できなくなった。そのため、市内の大部分の154,100世帯が断水する水道史上最悪の被害状況となった。

西宮市では、浄・配水施設が老朽化をしていたこともあり、最新の耐震基準を満足できる施設が少なかったことも被害を大きくした原因の一つであった。配水管につい

ても、管が抜けない型式の耐震管の布設は地盤変動が予測される埋立地に限定して使用していた。

また、道路内に布設された配水管から分岐して各家庭へ給水する給水管も、老朽化した脆弱な管が使用されていたこともあり、管の抜け、割れ、亀裂が入るなどの被害を受けた。

#### 拠点施設等の被害状況

| 施 設 名                 |         | 被 害 の 概 要                      |         |            |
|-----------------------|---------|--------------------------------|---------|------------|
| 貯<br>水<br>池           | ニテコ池貯水池 | 上・中・下池堤体が（全）崩壊                 |         |            |
|                       | 北山貯水池   | 貯水池堤体内面のリップラップが一部崩落            |         |            |
| 淨<br>水<br>場           | 鯨池浄水場   | 導水管（淀川～神戸甲東）漏水                 | P C、鑄鉄管 | 口径 1350 ミリ |
|                       |         | 導水管（神戸甲東～鯨池）漏水                 | P C 管   | 口径 800 ミリ  |
|                       |         | 導水管路（百間樋～鯨池）漏水及び水路の一部崩壊        |         |            |
|                       |         | 沈でん池 傾斜管及び汚泥搔寄機の破損             |         |            |
|                       |         | ろ過池 配管及び電動弁等の破損                |         |            |
|                       |         | 薬品注入設備 硫酸ばんど、P A C 貯留槽の破損      |         |            |
|                       |         | 排水処理設備 汚泥槽、濃縮槽及び汚泥脱水機の破損       |         |            |
|                       | 中新田浄水場  | 管理棟・ポンプ室 ジョイント部破損及び柱、壁等にクラック発生 |         |            |
|                       |         | 場内配管漏水                         |         |            |
|                       |         | 武庫川浄水場 荒木補水井 配管漏水              |         |            |
| 越<br>水<br>場           | 鳴尾浄水場   | 配水池 クラック発生及びブロック積隔壁の一部崩壊       |         |            |
|                       |         | 沈でん池 ジョイント部、傾斜管及び汚泥搔寄機の破損      |         |            |
|                       |         | ろ過池 ろ床の一部破損                    |         |            |
|                       |         | 配水池 クラック発生                     |         |            |
|                       | 越水浄水場   | 管理棟 増築部のジョイント破損                |         |            |
|                       |         | 導水管（鯨池～越水）漏水 鑄鉄管 口径 400 ミリ     |         |            |
|                       |         | 電気計装設備 ろ過池の中央監視装置破損            |         |            |
|                       |         | 第1配水池 クラック発生し漏水                |         |            |
|                       |         | 第2配水池、第3配水池 フロート弁の破損及びクラック発生   |         |            |
|                       |         | 甲陽送水ポンプ設備 配管漏水                 |         |            |
| 丸<br>山<br>浄<br>水<br>場 | 丸山浄水場   | 薬品注入設備 次亜塩注入装置の破損              |         |            |
|                       |         | 配水槽 クラック発生                     |         |            |
|                       |         | 東山台ほか ポンプ室内の配管漏水               |         |            |

### 配水管の被害状況

| 管種                | 継手形式         | 主な被害形態           | 被害箇所数(箇所)        |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| ダクタイル鋳鉄管<br>D I P | 一般継手(A、K、T)  | 継手の抜け            | 244              |
|                   | 耐震継手(S、S II) | 被害無し             | 0                |
| 鋳鉄管<br>C I P      | 印ろう形         | 継手の緩み・抜け<br>管体破損 | 合計 224           |
|                   | A形           | 継手の抜け<br>管体破損    |                  |
| 鋼管<br>S P         | 溶接継手         | 溶接部の破損           | 1                |
|                   | S G P        | ネジ継手             | 管体破損<br>継手の抜け、破損 |
| 硬質塩化ビニール管<br>V P  | T S 形        | 管体破損<br>継手の抜け・破損 | 合計 226           |
| 石綿セメント管<br>A C P  | ゴム継手         | 管体破損<br>継手の抜け    | 合計 47            |

### 3. 復興の過程

災害時にもっとも必要なことは状況把握である。しかし、あまりにも大規模な全市的な災害であったため、市内は混乱の極みに達しており、職員も被災者であり、初日の出勤状況が約65%であったためもあり、状況把握すら困難をきわめたのが実情であった。

「水がなければ、市民生活は一日たりとも成り立たない」。全市断水下では、水道事業者が緊急に取り組まねばならないことは、応急給水であった。そこで、当日の午前9時から応急給水場所を南部市内の17中学校と定め、給水可能な浄水場(中新田、鳴尾、鯨池の3箇所)と阪神水道企業団から浄水の運搬作業を始めた。給水車も公用車でタンクを積むことができる車を集め、その他、レンタカーや業者のトラックを借り上げて職員が運転を行った。しかし、道路・鉄道橋の崩落や倒壊家屋が道路を封鎖していたことなどにより、一般道路が大渋滞となつたため、昼過ぎに出発した給水車が浄水場に到着したのが夕方になるという状況であったため給水活動は困難を極めた。交通渋滞の解消は当分の間、望むべくも無かつたが、応援給水に来ていただいた人数延べ3,300団体、10,344人給水車両台数延べ5,736台と全国からの応援によって対応が可能となった。なお、ピークとなった2月9日には、一日100団体、300人、給水車156台が活動し、99箇所に1,516立方メートルの給水をおこなった。

応急給水活動と並行して復旧工事にも全力で取り組んだ。

震災直後から、漏水箇所のうち漏水量の多いところから重点的に修繕を行った。しかし、この方法では、漏水箇所数が少ないとときは有効であるが、今回のような余りにも箇所数が多いときには、所謂「もぐらたたき」状態となり、非常に非効率であることが判明した。この方法では、応急復旧におよそ4ヶ月を要すると予測されたため、(社)日本水道協会の技術専門員の派遣を仰ぎ、そのアドバイスを受けて5日目あたりからは浄水場に近い所から幹線をチェックしていきながら漏水修繕を行い、順次下流側へと面的復旧を図っていくこととした。その後は、全国からの応援もあり、急速に応急復旧することができ、当初の予測を大きく上回り42日間でほぼ完了させることができた。

応急復旧が一定の収束を見るようになり、水道局では平成7年4月に西宮市水道復興計画検討委員会を編成し、6月末には、西宮市水道施設耐震化指針として提言を受け、この指針に基づき水道施設耐震化基本計画を翌年の平成8年3月に策定した。

#### 4. 現在の状況

浄水場等の拠点施設の耐震化を進めるにあたり、現状の施設の老朽度や耐震性についての評価を行うため主要な土木構造物、建築構造物の耐震診断（1次診断）を平成9年におこなった。その結果、耐震性評価が低くなっているのは武庫川沿いの鯨池、中新田、武庫川、鳴尾の各浄水場の全ての施設と、越水浄水場の大部分の施設及び丸山浄水場の一部の施設であった。

さらに、鯨池・鳴尾・越水・丸山の各浄水場の管理棟の全てにおいて耐震性能が十分とは評価をされなかつたため、これらの施設について引き続き2次診断を行った。

水道施設耐震化基本計画と耐震診断の結果に基づく施設整備に着手するに際して、厚生労働省や(社)日本水道協会、(財)水道技術研究センターなどを中心として施設の耐震化や応急対策の強化などの指針・提言等が示された。このような背景の中で、水道施設耐震化などの対策を実施することは、施設整備の費用と量は多大なものとなることから、施設整備による効果や効率性を考慮して浄水場施設等の統廃合についても見直しをし、整備優先順位を精査した。

この統廃合を含めた施設整備計画が今後の水道局職員全員の計画となるように本計画に「西宮ウォーターリニューアル21」と愛称をつけた。本計画についても、新たな水質基準の改定や社会的・経済的な観点から常に点検・見直しをしながら推し進めなければならないと考えている。

今、本計画に基づき導・送・配水管については、平成15年度から、その全てを耐震化すべく着手し始めた。

緊急時に、応急給水の拠点となる緊急貯水槽については、震災後に計画した箇所も含め、13基の整備が平成15年度で完了し、非常時には約1,070立方メートル

の浄水が貯留され、応急給水を行うことが可能となった。その他、地震時に配水管が漏水したときに配水池の水が無くならないように、地震を感じたときに水が流れ出ないようするための緊急遮断弁8箇所を設置予定であるが、現在その内6箇所が施行完了し、緊急時には1,860立方メートルが貯留されるようになっている。緊急貯水槽と緊急遮断弁により合計2,930立方メートルが貯留され、この量は地震時等の緊急時に一人一日3リッターの水を325千人に給水可能な量である。

一方、浄水場等の基幹施設についても、強化される水質基準の改正等に対処し、より安全な水の供給を目指した高度処理のための実験・実証に取り組みを開始しようとしている段階である。

長い年月と莫大な費用を要する計画であるが、新たな技術革新を積極的に取り入れ、職員一丸となって創意工夫することにより、コスト縮減を図りつつ計画をより進化させ、信頼される水づくりを目指していく。